

高知県地域営農支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域営農支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、中山間地域の農業の維持及び活性化を図るため、地域農業の中核を担う組織の育成及び地域農業を面的に支える仕組みづくりを目的に、市町村（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- （1）集落営農組織、集落営農法人及び中山間農業複合経営拠点（以下「集落営農組織等」という。）の設立及び経営の確立のために行う事業
- （2）集落営農組織等の組織間の連携を推進するために行う事業

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、事業実施主体について当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守し、かつ、補助事業者は、補助金の交付に際して事業実施主体に対して同様の条件を付さなければならない。

- （1）補助金に係る法令、規則及び別に定める地域営農支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）等の規定に従わなければならないこと。
- （2）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、処分制限期間の間、保管しなければならないこと。
- （3）補助事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の財務規則等の規定に準じた方法によって、契約を締結しなければならないこと。
- （4）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- （5）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならぬこと。

- (6) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を受けて財産の処分をしたことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業実施主体及び契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 事業実施主体が県税の納税義務者である場合は、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこととする。
- (10) 事業実施主体に対し、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入を促すこと。

(補助事業の着手)

第6条 補助事業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、次条の規定による補助金の交付の決定通知により行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、別記第2号様式による指令前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、第4条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者及び事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、第5条に規定する補助の条件その他法令若しくはこれに基づく处分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該補助事業者に返還させることができる。

(変更申請等)

第9条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかの事項の変更をしようとするときは、別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体を変更しようとするとき。
- (2) 事業細目（別表第1に掲げるソフト事業を除く。）ごとの事業実施箇所を変更しようとするとき。
- (3) 事業細目（別表第1に掲げるソフト事業を除く。）ごとの仕様を変更しようとするとき。
- (4) 補助金額の総額又は各事業実施主体の事業細目ごとにおける補助金額について増額、又は20パーセントを超えて減額しようとするとき。
- (5) 事業完了予定年月日を延期しようとするとき。
- (6) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において実績報

告を提出していない場合は、別記第4号様式による遂行状況報告書を当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(概算払)

第12条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第7号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第13条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに別記第8号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適當であると認めたときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第9号様式による年度終了実績報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、事業実施主体が補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月6日から施行する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第5条、第8条及び第11条第3項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第2（第5条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えること目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。